

医療・福祉問題研究会会報

NO. 123
2015.6.26

医療・福祉問題研究会 総会のご案内

2015年度医療・福祉問題研究会の総会を下記のとおり開催いたします。
会員の皆様につきましては、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

日 時： 2015年8月1日（土）13:00～14:20

会 場： 金沢市近江町交流プラザ4F集会室

医療・福祉問題研究会 総会記念講演

日 時： 2015年8月1日（土）15:00～17:00

※ 総会終了後に、同じ会場にて開催します。

テーマ： 「『非正規大国』日本の改革をめざして」

報告者： 伍賀 一道さん（金沢大学名誉教授）

<抄 録>

西欧諸国と比較した日本の雇用と労働の特徴は、賃金が低く不安定な非正規雇用が肥大化する一方で、サービス残業に象徴されるように正社員の無限定な働かせ方が拡大していることである。雇用形態が異なれば、たとえ正社員と同じ仕事に長期間あるいは長時間従事していても差別的処遇が容認されることも日本に固有の特徴である。

雇用保険の失業給付が貧弱で、しかも生活保護バッシングなど「自己責任論」が蔓延しているため、失業者は条件の悪い職であっても早々に就労せざるをえない。年金水準の低さはパートやアルバイトで働く高齢者の比率を高めている。非正規雇用は労働者全体の4割近くになった。労働者の52%の年間賃金は300万円未満である（総務省「労働力調査」2014年平均）。「非正規大国」日本では西欧諸国に比べ失業率が低いにもかかわらず、貧困率は高く、国民の6人に1人は貧困ラインを下回っている。

このような現状を改め、日本国憲法が保障する生存権、幸福追求の権利、労働権に基づく社会を実現するにはどのようにすればよいただろうか。皆さんと一緒に考えたい。

※事前申し込み不要、参加費無料です。多数のご参加お待ちしております。

第119回例会報告

『福祉』の始まる前—加賀藩の失敗と修正の事例から—を聴いて

神戸大学 井口 克郎

2015年5月9日（土）、松ヶ枝福祉館にて、医療・福祉問題研究会第119回例会を開催しました。社会保障分野において様々な後退施策・人権の抑制が行われる中、今回の例会では金沢大学法学類の丸本由美子先生をお招きし、『福祉』の始まる前—加賀藩の事例から—と題してご講演いただきました。

現代日本においては、立憲体制の下、日本国憲法に基づき、とくに第25条において人々には健康で文化的な生活を営む権利が、また国家にはそれを保障し向上・増進する義務が規定されています。しかし、このような人権という社会システムが確立する以前の日本の社会では、生活に困窮した人々の生活を支える社会的仕組みが、どのように構築されていたのでしょうか。その点について、江戸時代加賀藩の様子をご報告いただきました。

前近代における困窮者対策（御救・救恤）は御上等の憐み・慈しみにより「下賜」されるものでしたが、加賀藩の困窮者扶助は早期の施設による対策の実施や、困窮者を活かす（生産力の維持と治安維持）という目的性において当時としては先進的な性格を持っていたようです。特別な生活の支援の対象となった人々は、鰥寡孤独（配偶者に先立たれた男女、親のない子、身寄りのない老人など）と災害被災者などがあつたそうですが、そのような人々に対し、衣服・食料・建築資材の貸与や給付、施設への収容、税の減免などが図られました。困窮者の収容施設として代表的なものは、生産力の回復や治安対策として始まったという「非人小屋」と19世紀の天保飢饉、安政災害時に設置された「御救小屋」というものがあるそうです。

「非人小屋」の「非人」という呼称についてですが、加賀藩政前期には必ずしも生活困窮者を指す差別的呼称はなかったと言います。しかし、藩政後期には次第にそれが生活困窮者の差別的呼称となっていくこととなったそうです。それにともない、人々も「非人小屋」への入所を忌避するようになっていったそうです。差別や、入所経験者の就職難があるからです（詳細検討の必要がありますが、扶助の対象者を含んで「非人」が差別の対象となっていく背景には、藩政後期から末期の財政赤字やそれを背景して流布されるイデオロギーといったことがあるのでしょうか）。かわりに受け皿になったのが「御救小屋」でした。

このような江戸時代の状況について色々聴く中で、似たような状況をどこかで見聴きたような・・・ということがいくつかありました。そう、現代の生活保護制度をめぐる社会的状況です。社会保障抑制政策下における生活保護受給者の劣等処遇、バッシング、生活に困窮している人々の制度からの締め出しや、困窮者自身の受給への忌避感、親族扶養の強化。憲法体制のもと健康で文化的な生活が人権として保障されなければならない現代において、生活保護制度を前近代的施策に後退させようとする圧力や差別がいまだに存在していることの裏返しと言えるでしょう。

また、社会保障の歴史を論じる場合、現代の社会保障成立への系譜となる封建制、前近

代社会の扶助の仕組みについては、イギリスのエリザベス救貧法などヨーロッパの仕組みがしばしば紹介されますが、日本の前近代の扶助の仕組みや実態について詳しく論じられることは意外に少ないように思います。封建制から資本制への移行に伴う福祉制度の形成過程の東西における普遍性および独自性を考察する上でも、丸本さんの講演は非常に貴重でした。

会員レポート

北陸新幹線乗車レポート

中村 幹夫

4月22、23日には東京への往復、27日には長野の手前の飯山まで、北陸新幹線のカガヤキ（速達タイプ）とハクタカ（停車タイプ）で2往復しました。それで私が知ったことを、まとめて見ました。

金沢駅と飯山駅の新幹線ホームのホームドアには、そのドア開閉部の左右、ホーム柵固定部の上面に、停車車両番号、扉の1番・2番の別又は東京方向と大阪（金沢）方向の別が点字表示されていました。警告用の点字ブロックは、ホームドアのレール側にだけ敷設されています。

列車番号の偶数が下り（東京→金沢）、奇数が上り（金沢→東京）です。金沢駅から途中上越妙高駅までがJR西日本、それより東京駅までがJR東日本の管轄ですが、車掌ほか乗務員は長野駅で交代します。車両は、JR東日本開発のE7KとJR西日本開発のW7Kが用いられています。W7Kの読みは、「ダブリューナナケー」だそうです。12両編成で、東京寄り1～10号車が普通車、金沢11号車がグリーン車、12号車がグランクラスとなっています。車両の長さは25m（先頭車のみ26m）、幅は3.38m、車高は3.65mです。塗装は、車体上部色が空色、車体色がアイボリーホワイト、車体中央の帯色が銅色（銅パー）および空色だそうです。

グリーン車は東京寄り車端の1か所に、普通車およびグランクラスは各車両端の2か所に客用扉・デッキがあります。普通車の座席は、通路を挟んで3列+2列にシートピッチ104cmで配置されており、清掃時間を短縮するため自動回転機能を備えています。偶数号車の定員は20列100人ですが、6号車のみ乗務員室があるので18列90人です。また、グランクラスの12号車は18人です。座席番号は、東京寄りが1番（1列）、金沢寄りが最後尾となっています。奇数号車の金沢寄りデッキのスペースは広いので、定員は、基本的には17列85人ですが、1号車は運転席等があるので、10列50人です。また、7号車の金沢寄りデッキがさらに広く、12列で、しかも11列と12列にはC席がありませんので、定員は58人です。グリーン車の11号車の定員は63人です。編成定員934名（普通車853名・グリーン車63名・グランクラス18名）。

ここで私が感激したのは、各座席の背宛上面の左右に点字の座席ナンバープレートが取

り付けられていたことです。12列、C つうろ、B なか、A まど、12列、D つうろ、E まど。

各座席には付帯設備としてファスナーで上下スライド可能な枕、コート掛け取っ手、背面テーブル、ドリンクホルダー、網袋、リクライニングレバーがあります。また、窓側壁面の足元前方と、座席の間の足元前方に電源コンセントがあります。北陸新幹線の起動電源周波数は、東京から軽井沢までと糸魚川駅構内が交流 50Hz で、それ以外の場所は交流 60Hz で動いています。しかし、座席の電源コンセントは 60Hz・100V・2A に統一されています。窓は、1列に左右一つずつあり、片手で容易に開け閉めできるスライド式カーテンが付いています。照明は JR 東日本の新幹線車両としては初めて全 LED 化を実現しており、明るくて見やすいと、弱視の人にも好評です。

奇数号車の金沢寄りデッキ部分には、男女共用トイレ、男性用小便気、女性用トイレ、洗面所、カード電話、その右手にカード販売機がありました。ただし、7号車では女性用トイレの代わりに、車いす対応設備、多機能トイレ、多機能室がありました。11号車金沢寄りデッキには多機能トイレだけが、12号車東京寄りデッキに女性用トイレと男性用小便器があるとのこと。このデッキ部分には、点字号車案内、ごみ投入口の点字表示、トイレ内の点字案内、ウォッシュレット操作ボタンの点字表示がありました。ウォッシュレット操作ボタンは、様式トイレに向かって左側面にあります。その 30cm ほど上方でやや手前に水洗の手かざしセンサーがあるようです。

カード電話のカード入れ口と返却口は点字表示のある列車とない列車がありました。多分 W7K には点字表示があり、E7K にはないのではないかと思います。残念ながらカード販売機にはなんの点字表示もありませんでしたので、最初はなにをするものかさえ分かりませんでした。

車内自動放送は E7 系・W7 系とも共通で、フジテレビのアナウンサー・堺正幸によるものです。チャイムは E7 系が上越新幹線と同一仕様、W7 系が他の JR 西日本所属新幹線車両と同一の「いい日旅立ち・西へ」(谷村新司作詞作曲、鬼束ちひろ歌唱)とのこと、私たち視覚障害者は、チャイムだけで E7K と W7K が、区別できるのではと感じています。

乗り心地は、極めてよく、快適でした。しかし、糸魚川から高崎までのトンネル区間の長さには驚くとともに、トンネル内の走行音のレベルもちょっと気になりました。とにかく、石川県・富山県・長野県が、急に近づいた感じです。一方、新潟行きの特急「北越」が廃止され、新潟へ行く時は、上越妙高駅で特急「しらゆき」に乗り換えなければならなくなったので、新潟へのアクセスは、少し不便になったとも言えます。



「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」第2回公判を聞いて

城北病院 村田 美恵子

2013年8月から始まった段階的な生活保護基準引き下げに対し、憲法25条に違憲するとして、4名の当事者が金沢市を被告として生活保護変更処分の取消訴訟を、国を被告として国家賠償請求訴訟を起こしました。その第2回公判が5月14日金沢地方裁判所にて行われ、およそ50人が傍聴に駆けつけました。

公判では初めに原告弁護士によるパワーポイントを用いた要約陳述があり、その後2名の原告による意見陳述が行われました。意見陳述では、電気代がかかるためエアコンはつけない、部屋の日あたりが悪く薄暗い中でも蛍光灯の代わりにLED電球を2か所に付けて生活している、2000円のチケット代が出せず趣味の音楽鑑賞に外出することも出来ないといった意見や、9年間使用しているズボン下を実際に法廷で掲げて、目に見える形で困難な生活実態を訴えました。その上で裁判官に対し実態に即した判断を求めました。

引き続き、味噌蔵公民館で報告集会が開かれ約40人が参加し、2名の原告へ激励の言葉が送られました。さらに、通常書面のみで行われる民事訴訟においては異例の、ズボン下などの提示や大法廷での審理、意見陳述が成功したことに対して驚いたという感想が出されました。また、公判の前に国から意見陳述の取り下げを要求する上申状が出ていたが、裁判官が棄却していたという新事実も判明し、この背景には原告と弁護団の奮闘はもちろんの事、毎回多くの傍聴人が出席するという関心の大きさが強く影響していると実感しました。次回第3回公判は、8月10日午後1時半から金沢地方裁判所で行われます。引き続き傍聴しさらに運動を盛り上げていきたいと思っていますので、多くの方の参加をお待ちしています。



総会記念 懇親会のお知らせ

医療・福祉問題研究会総会記念企画の後は、恒例の懇親会を予定しています。暑気払いを兼ねた会員交流を、賑やかに楽しみましょう。多数のご参加をお待ちしております。



日時： 8月1日（土）17時半～19時半ごろ

場所： 「串揚BAR ^{ふうふう} 風風 武蔵が辻店」
(金沢市安江町 12-4 、 TEL 050-5852-1918)

会費： 5000円（コース料理、2時間飲み放題付き）



参加ご希望の方は、7月24日（金）までに下記へご連絡ください。

E-mail : michiko.goka@nifty.com（幹事：伍賀道子）